



登場
ページ

今週の専門用語

07

ページ

📖 相続により取得した上場株式の取得費

相続（限定承認に係るものを除く。）により取得した株式等の取得費は、被相続人の取得費を引き継ぐ。被相続人の取得費の確認方法として、①取得時の取引報告書で確認、②取引した金融商品取引業者等の「顧客勘定元帳」で確認、③日記帳や預金通帳などの手控えで確認、の3つがあるが、④①～③で確認できない場合、名義書換日を調べて取得時期を把握し、その時期の相場を基に取得費を計算することができる。国税庁はこれを「上場株式等の取得価額の確認方法」で、明らかにしている。

10

ページ

📖 継続会開催までの期間

定時株主総会と継続会の間隔を「2週間」とする解釈がある。これは、株主総会招集通知の発送は総会の2週間前までとされているため（会社法299条1項）、仮に間隔が2週間以上空くのであれば、改めて（臨時株主総会の）招集通知を出すことができるはず、ということを根拠とする。ただ、政府が公表した指針「継続会について」では、定時株主総会から継続会までの期間は「3か月を超えない」ことが目安とされており、臨時株主総会の開催という選択はかなり保守的と言えそうだ。

30

ページ

📖 雇用促進税制

現在、雇用促進税制は地方拠点強化税制の中で措置されており、全国的に適用できるわけではない。都道府県知事から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた上で、地方で新たに従業員を雇い入れる場合などに、増加数に応じて税額控除を受けることができるものである。移転型事業（東京23区から地方に移転）の場合は初年度の税額控除は1人当たり最大で90万円となる。また、拡充型事業（地方で本社機能を拡充）の場合の初年度の税額控除は1人当たり最大で30万円となる。

From
編集室

◆本号でお伝えしたとおり、3月決算企業の3/4が期末後45日以内に決算発表を終え、6月中に株主総会を開催している。大手監査法人から感染者が出たとのニュースが流れた際にはどうなることかと思われたが、監査法人側もファイル共有サーバーを活用してリモートワークを実施しつつ、どうしても原本の確認が必要な証憑がある場合のみ日にちを限定して往査することで対応したという。◆一方、会計士からは「企業とのコミュニケーションが難しかった」との声も聞かれる。来年の決算も同じ状況で迎える可能性も否定できないだけに、決算作業・監査手続におけるリモートワーク化はさらに進化することになりそうだ。（Q）

週刊T&Amaster 第840号

2020年6月29日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp